



エーザイ豊友会会則・内規



エーザイ豊友会

〒112-8088

東京都文京区小石川4丁目6番10号

ラ・ペックス小石川

電話番号 (03)3817-5306, 5310

FAX 番号 (03)3817-5307

メールアドレス hoyukai@nifty.com

ホームページ hoyukai.life.coocan.jp

エーザイ豊友会会則

(名称)

第1条 会の名称は、エーザイ豊友会(以下「本会」)とする

(目的)

第2条 本会は、エーザイ豊友会会員(以下「会員」)の相互の親睦と扶助、会員とエーザイ株式会社の役員・社員との親睦を図るとともに、エーザイ株式会社との関係を緊密にし、相互の繁栄を目的とする

(会員)

第3条 本会の会員は、エーザイ株式会社に社員または役員として在籍した者で、次の各号のいずれかに該当し、本人が入会を希望し、入会手続きをとった者とする

- (1) 定年時退職者
- (2) 役員を任期満了で退任した者(引き続き社員として在籍する場合は除く)
- (3) 勤続20年以上で円満退職した者
- (4) その他、本部理事会で入会を認めた者

(入会)

第4条 本会に入会する者は、所定の手続きをとりエーザイ豊友会内規(以下「内規」)に定める入会金および年会費を納める

(本会の構成)

第5条 本会は、本部と支部で構成し、それぞれに事務局機能を有する

- (1) 本部はエーザイ株式会社本社近辺に所在する
- (2) 支部はエーザイ株式会社事業所周辺地域の会員10名以上の要望に基づき、本部理事会の承認を得て発足し、その運営は内規による

(役員)

第6条 本会の役員とその定員を次のとおりとする

- (1) 会長(1名) …… エーザイ株式会社社長または会長もしくはその経験者
- (2) 理事長(1名) …… 本部理事会の審議を経て内定し、会長の承認を得た者
- (3) 理事(30名以内) …… 会員の中から推薦され、本部理事会の審議を経て理事長の承認を得た者で、各支部長ならびに東京支部役員、本庄支部三役はこれを兼務する
- (4) 事務局長(1名) …… 理事長が指名した理事で、本部理事会の承認を得た者
- (5) 監事(3名以内) …… 理事の中から推薦され、本部理事会の審議を経て理事長の承認を得た者。東京支部監事を兼務する
- (6) 支部長(各1名) …… 支部役員の審議により選任された者

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする

- (1) 会長は本会を代表する
- (2) 理事長は会長を補佐し会務を総括し、本部理事会を招集する
- (3) 理事は理事会の構成員となり、本会の運営に必要な事項の協議決定に参画する
- (4) 事務局長は本会の事務を統括する

- (5) 監事は本会の財産および業務執行の状況を監査する。財産の近況または業務の執行につき、非違を発見したときは、その都度本部理事会の招集を理事長に要請できる

- (6) 支部長は支部方針に基づき円滑な運営に資する

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、原則として4月1日より2ヵ年とし、再任を妨げない

(会議体)

第9条 本会は、次の会議を置く

- (1) 本部理事会 …… 理事をもって構成し、本会の事業方針、年度事業計画、収支予算書などを協議決定し、各支部総会に報告する
監事は本理事会の構成員となる
- (2) 全体総会 …… 本部理事会が必要と判断した場合に開催する
- (3) 支部総会 …… 少なくとも年1回、本・支部の活動方針、実績、会計報告等について支部会員に報告する

(事業内容)

第10条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 会員懇親会
- (2) 会報「豊友会だより」の発行
- (3) 豊友会ホームページの運営・管理
- (4) 会員名簿の更新・管理
- (5) 会員の慶弔に関する事項
- (6) 会員とエーザイとの交流に関する事項
- (7) 同好会の開催
- (8) 「豊友クラブ」の運営
- (9) その他、理事会で決定した事項

(運営)

第11条 本会の運営は、入会金、年会費、臨時会費およびエーザイ株式会社の協賛金をもってこれにあてる

- (1) 入会金 …… 入会時に豊友会内規に定める所定額を会員より徴収する
 - (2) 年会費 …… 豊友会内規に定める所定額を会員より徴収する
 - (3) 臨時会費 …… 会員親睦会などを開催するとき、その都度必要額を出席者より徴収する
 - (4) 協賛金 …… エーザイ株式会社からの協賛金による
- 2. 本会は、寄付金を受けることができる。
 - 3. 会費等の改定は、本部理事会で決定する
 - 4. 本会の会計は、「エーザイ豊友会会計規程」に定める

(退会)

第12条 次の場合は退会とする

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 会費の未納入が長期間にわたるとき
- (3) 会員から申し出があったとき
- (4) 本会の名を著しく汚したと本部理事会が判断したとき

(事務局の設置)

第13条 本会の活動を推進するため、ラ・ペックス小石川に本会の本部事務局(以下「本部事務局」)を置く

- 2. 本部事務局には、事務局員を置く

3. 本部事務局は、本会の活動にかかわる記録を作成し保管する
(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月 31 日までとする。

(会則の改廃)

第15条 本会則の改廃は、本部理事会の決定による。

(実施)

第16条 本会則は昭和 59 年 10 月1日より仮実施し昭和 60 年4月1日より本実施する

第一回改定	平成	3年	4月	1日	第二回改定	平成	7年	4月	1日
第三回改定	平成	11年	4月	1日	第四回改定	平成	13年	4月	1日
第五回改定	平成	14年	4月	1日	第六回改定	平成	17年	4月	1日
第七回改定	平成	18年	4月	1日	第八回改定	平成	24年	9月	10日
第九回改定	平成	25年	10月	1日	第十回改定	平成	25年	11月	1日
第十一回改定	平成	26年	4月	1日					



エーザイ豊友会内規

(目的)

1. 本内規はエーザイ豊友会会則、第10条・第11条に定める事業および運営につき、その円滑な進行を図ることを目的とする。なお、「豊友クラブ」の運営については、別に定める内規による。

(事業運営)

2. 各事業は次のとおり運営する。
 - (1) 親睦会は総会時等に開催する。
 - (2) 会報「豊友会だより」は毎年発行する。
 - (3) 豊友会ホームページは会員を対象に公開し、記事内容は適宜更新して、会員にホットな情報の提供を心がける。
 - (4) 会員名簿の更新は原則として年に2回行う。会員名簿は本部事務局で保管し、個人情報の漏洩防止に留意し、会員への配布は行わない。なお、会員は住所等に変更が生じた場合は、速やかに本部事務局に連絡するものとする。
 - (5) 慶弔見舞など
 - (イ) 会員が次の年齢に達するとき、長寿を祝って記念品を贈呈する。
喜寿祝(満77歳)
 - (ロ) その他、会員に特別な慶事があったときは、これを祝って記念品を贈呈することがある。
 - (ハ) 会員が死亡したときは葬儀に間に合う限り、弔電(会長名)、生花または花環1基(目処は1万5千円)を供する。
 - (ニ) 災害・病気見舞
災害(火災・洪水・地震など)にあった場合1万円。けが・病気で入院4週間以上の場合、1万円。ただし、いずれも1回限りとする。
 - (6) 保養所の利用
会員およびその家族は、エーザイ株式会社の保養所を利用することができる。
 - (7) 豊友会の同好会は、会員の自己負担と自主運営とする。新たに同好会を設立する場合は以下の条件を充たし、支部役員会で承認されかつ理事長に報告する。
 - (イ) 10名以上の参加が見込まれていること。
 - (ロ) 主催者または責任者がいること。
 - (ハ) 会の主旨と活動計画・内容を発足の2カ月前までに支部事務局に提出すること。
 - (ニ) 参加可能な他の会員にも知らせ、自由に参加できること。
 - (ホ) 活動結果は少なくとも年1回支部役員会に報告し、その内容を豊友会ホームページにある「豊友会だよりエリア電子版」に掲載すること。
 - (ヘ) 認定された同好会は以下の援助が受けられる。
 - ① エーザイ株式会社の了解を得て、その施設を利用できる。
 - ② 場合により支部会計から奨励費の支給を受ける。
 - (8) 新たに対処が必要な事態等が発生した場合、その都度関係者で協議する。

(入会金および年会費)

3. 入会金および年会費は次のとおりとする。
 - (1) 入会金は1人につき2万円とし、入会時に徴収する。
 - (2) 年会費は1人につき次のとおり徴収する。

年会費は2千5百円とし、原則として4年分を前納する。年会費の請求があった場合には、振込(振込手数料は本人負担)または事務局に持参し遅滞なく収める。途中退会等の場合、前納年会費は返却しない。

(協賛金)

4. エーザイ株式会社から協賛金を受ける場合がある。

- (1) 年度協賛金
- (2) 特別な事業を行う場合の臨時協賛金

(支部の設置と運営)

5. 支部は、次のとおり設置し運営する。

- (1) 北海道支部、東北支部、本庄支部、東京支部、中部支部、関西支部、九州支部を置く。北陸地方は中部支部に、四国地方・中国地方は関西支部に所属する。
- (2) 支部への加入は会員の希望によるが、重複して加入することはできない。
- (3) エーザイ株式会社事業所内に支部事務局を設ける場合がある。
- (4) 支部は支部会則を定め、支部長ほかの役員を置く。
 - (イ) 支部長は支部役員から選任する。
 - (ロ) 支部総会は年1回以上開催する。
- (5) 支部は自己責任により自主運営をする。
- (6) 支部の活動は、一定の規準で本部から交付される交付金と、出席する会員より徴収する参加費により運営される。
 - (イ) 支部活動の状況および運営費の出納は、監事の定期監査を受ける。
 - (ロ) 現金と預金通帳および帳票類は支部事務局に保管する。
 - (ハ) 本部から支部への交付金は本部理事会において決定する。
- (7) 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(内規の改廃)

6. 本内規の改廃は本部理事会で決定する。

(実施)

7. 本内規は昭和 59 年 10 月1日より仮実施し、昭和 60 年4月1日より本実施する。

第1回改定	平成 3年 10月 1日	第2回改定	平成 7年 4月 1日
第3回改定	平成 11年 4月 1日	第4回改定	平成 13年 4月 1日
第5回改定	平成 14年 4月 1日	第6回改定	平成 17年 4月 1日
第7回改定	平成 23年 12月 21日	第8回改定	平成 24年 9月 10日
第9回改定	平成 25年 5月 9日	第10回改定	平成 26年 4月 1日



豊友クラブ運営内規

(目的)

1. 本内規は、エーザイ豊友会会則第 10 条7項に定める「豊友クラブ」の運営について定める。

(名称)

2. 「豊友クラブ」と称する。

(設置場所)

3. 設置場所は、東京都文京区小石川 4- 17 -6 ラ・ベックス小石川とする。

(利用資格者)

4. 豊友クラブを利用できる者は、エーザイ豊友会会員とエーザイ株式会社の役員・社員とする。ただし、豊友会事務局(以下「事務局」という)が特に認めた者は利用することができる。

(利用日・利用時間)

5. 利用日、利用時間は会社就業日の午前 10 時～午後4時 30 分までとする。

(利用方法)

6. 利用方法は次のとおりとする。

- ① 個人利用 ……… 利用資格者は特に事前の手続きを経ることなく随時利用することができる。
- ② グループ利用 … 豊友会関係の諸会議、諸行事および同好会の打ち合わせ、定例会などで利用する場合は、事前に事務局に申込む。
- ③ 展示会利用 ……… 利用資格者が展示会を開催する場合は、2ヵ月前までに事務局に申込む。
- ④ パーティーなどの貸切り利用は事前に事務局に申込む。利用時間は午後7時 30 分までとする。

利用中止または変更がある場合は、利用申込責任者は遅滞なく事務局に届け出る。

(管理所管および責任者)

7. 豊友クラブの運営は、事務局ならびにエーザイ株式会社福利厚生センターが所管し、施設管理責任者はエーザイ株式会社総務部及びエーザイ豊友会事務局長とする。ただし、就業時間外の管理責任はエーザイ株式会社総務部及び使用責任者、飲食提供会社が負う。

第1回改定 平成 23 年 12 月 21 日

第2回改定 平成 24 年 9 月 10 日